

評価版ソフトウェア使用許諾契約書

キヤノンITソリューションズ株式会社（以下、「当社」といいます。）は、お客様に対して当社のEDIソフトウェア製品の評価版（以下、「評価版ソフトウェア」といいます。）に関する移転不可能な、非独占的使用権を下記条項に基づき許諾します。

1. 定義

- (1) 本契約において「コンピュータ」とは、日本国内の物理的なコンピュータ及び物理的コンピュータに対して仮想化技術を適用することにより仮想的に生成された、1つのコンピュータとしての機能を有する一定の領域をいいます。
- (2) 本契約において「サーバコンピュータ」とは、当社所定の最新版のマニュアル（以下、「マニュアル」といいます。）記載の要件を満たす「コンピュータ」のうち、「評価版ソフトウェア」の主要な機能が稼働する「コンピュータ」をいいます。
- (3) 本契約において「クライアントコンピュータ」とは、「マニュアル」記載の要件を満たす「コンピュータ」のうち、「評価版ソフトウェア」の一部をダウンロード及び/又はインストールのうえ、「サーバコンピュータ」に接続する「コンピュータ」をいいます。
- (4) 本契約において「サーバプログラム」とは、「評価版ソフトウェア」のうち、「サーバコンピュータ」上で動作するソフトウェア・プログラムをいいます。
- (5) 本契約において「クライアントプログラム」とは、「評価版ソフトウェア」のうち、「クライアントコンピュータ」上で動作するソフトウェア・プログラムをいいます。
- (6) 本契約において「第三者プログラム」とは、「評価版ソフトウェア」と共に動作する第三者が権利を有するソフトウェア・プログラム（オープンソース・ソフトウェアを含みますがこれに限りません。）をいいます。
- (7) 「特定ベンダー」とは、お客様又はお客様の顧客（見込み顧客を含みます。以下同じ。）から委託を受けて、「評価版ソフトウェア」の使用の可否を評価する目的のため、使用するものをいいます。

2. 使用許諾

- (1) お客様は、「評価版ソフトウェア」の社内使用の可否を判断する目的に必要な範囲において、当社所定のライセンス数を上限として、①当社所定のWebサイトから「評価版ソフトウェア」をダウンロードし、又は②当社から「評価版ソフトウェア」の記録媒体及びライセンスキーカードの送付を受けたうえ、「サーバコンピュータ」上に「サーバプログラム」を、「クライアントコンピュータ」に「クライアントプログラム」をそれぞれインストールし、使用し、「特定ベンダー」をして、ダウンロードさせ、インストールさせ、使用させることができるものとします。
- (2) 前号の定めにかかわらず、お客様がお客様の顧客から委託を受けた「特定ベンダー」である場合、お客様は、①「評価版ソフトウェア」のお客様の顧客における社内使用の可否を判断する目的（前号に定める目的を含み、以下総称して、「本目的」といいます。）に必要な範囲において、当社所定のライセンス数を上限として、①当社所定のWebサイトから「評価版ソフトウェア」をダウンロードし、又は②当社から「評価版ソフトウェア」の記録媒体及びライセンスキーカードの送付を受けたうえ、「サーバコンピュータ」上に「サーバプログラム」を、「クライアントコンピュータ」に「クライアントプログラム」をそれぞれインストールし、使用することができるものとします。
- (3) 本契約に明示的に定める場合を除き、当社及び当社のライセンサーは、「評価版ソフトウェア」に関するいかなる知的財産権も、明示たると黙示たるとを問わず、お客様に譲渡又は許諾するものではありません。

3. お客様の義務及び禁止事項

- (1) お客様は、「評価版ソフトウェア」を、本目的に必要な範囲を超えて、かつ、当社所定のライセンス数を超えて使用してはならず、「指定ベンダー」をして、使用させてはならないものとします。
- (2) お客様は、「評価版ソフトウェア」を譲渡、再許諾、販売、賃貸、リースもしくは貸与など方法の如何を問わず、「本目的」の範囲を超えて第三者に対して使用及び利用させてはなりません。
- (3) お客様は、「評価版ソフトウェア」を、当社所定のライセンス数を超えて複製してはならず、又、翻訳・翻案、他のプログラミング言語に変換、修正、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、その他リバースエンジニアリングなど行ってはならないものとし、第三者にかかる行為を行わせてはなりません。
- (4) お客様は、「評価版ソフトウェア」に含まれる当社又は当社のライセンサーの著作権表示又は商標権表示を変更し、除去し若しくは削除してはならないものとし、第三者にかかる行為を行わせてはなりません。
- (5) お客様が、「最終需要家」又は「指定ベンダー」に「評価版ソフトウェア」を使用させる場合、お客様はこれらのものに、本契約の内容を遵守させる義務を負い、万一、これらのものが本契約に違反した場合、全ての責任を負うものとします。

4. 権利の帰属

「評価版ソフトウェア」に係る知的財産権その他一切の権利は、その内容により当社又は当社のライセンサーに帰属します。

5. 第三者プログラム

前条の定めにかかわらず、「第三者プログラム」については、当該「第三者プログラム」所定の使用条件が適用されるものとし、お客様は当該

使用条件に同意した上で、「第三者プログラム」を使用するものとします。なお、「第三者プログラム」の内容及び適用される使用条件については、インストールメディア、インストールフォルダ又はインストールディレクトリに格納されるものとします。

6. 保証の否認・免責

- (1) 「評価版ソフトウェア」は、『現状有姿』の状態で使用許諾されます。当社及び当社のライセンサーは、「評価版ソフトウェア」に関して、特定の目的への適合性の保証を含め、いかなる保証も、明示たとと黙示たとを問わず一切行わないものとします。
- (2) 「評価版ソフトウェア」は、一般事務用、パーソナル用、家庭用等の一般的用途を想定して設計・製造されているものであり、原子力制御、航空機飛行制御、航空交通管制、大量輸送運行制御、生命維持、兵器発射制御など極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接生命・身体に対する重大な危険が伴う用途（以下、「ハイセイフティ用途」といいます。）に使用されるよう設計・製造されたものではなく、お客様は、当該ハイセイフティ用途に要する安全性を確保する措置を施すことなく、「評価版ソフトウェア」を使用しないものとします。また、お客様がハイセイフティ用途に「評価版ソフトウェア」を使用したことにより発生する、お客様又は第三者からのいかなる請求又は損害賠償に対しても、当社及び当社のライセンサーは責任を負わないものとします。
- (3) 当社及び当社のライセンサーは、「評価版ソフトウェア」の使用又は使用不能から生ずるいかなる損害（逸失利益及びその他の派生的又は付随的な損害を含むがこれらに限定されない全ての損害をいいます。）について、一切の責任を負わないものとします。たとえ、当社又は当社のライセンサーがかかる損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。
- (4) 当社及び当社のライセンサーは、お客様による「評価版ソフトウェア」の使用に起因又は関連してお客様と第三者との間に生じたいかなる紛争についても、一切責任を負わないものとします。
- (5) 当社及び当社のライセンサーは、お客様による「評価版ソフトウェア」の使用を支援すること、及び「評価版ソフトウェア」に対してアップデート、バグの修正あるいはサポートを行うことについて、いかなる責任も負うものではありません。
- (6) 本条の定めが、「評価版ソフトウェア」に関する当社及び当社のライセンサーのすべての責任です。

7. 契約期間及び契約期間終了後の措置

- (1) 本契約は、お客様が当社所定のWebフォーマットから入力した「評価開始希望日」に発効し、その後1ヶ月間に限り有効に存続し、当該期間の満了をもって終了するものとします。ただし、お客様と当社間で別途書面合意することにより、当該期間を変更することができるものとします。
- (2) 前号の定めにかかわらず、お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合、本契約は直ちに終了するものとします。
- (3) お客様は、第1号又は第2号に基づき本契約が終了した場合又は当社が要請したときは、「評価版ソフトウェア」及びその複製物を、全てアンインストール、廃棄及び消去するとともに、これを証する当社所定の「評価版使用終了通知書」を当社に提供するものとします。

8. 権利義務譲渡の禁止

お客様は、当社の書面による事前の承諾を得ずに、本契約の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはなりません。

9. 輸出

- (1) お客様は、事前に書面による当社の承諾を得た場合を除き、「評価版ソフトウェア」の全部又は一部を輸出することはできないものとします。
- (2) お客様は、前項に定める当社の承諾を得て「評価版ソフトウェア」の輸出を行う場合、「外国為替及び外国貿易法」の規制、米国輸出管理規制等、適用される輸出関連法規を確認の上、必要な手続きをとるものとします。

10. 分離可能性

本契約のいずれかの条項又はその一部が無効となった場合でも、本契約のそれ以外の条項は完全に有効に存続するものとします。

11. 合意管轄裁判所

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、解決を図るものとします。

12. 協議

本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じた場合には、両当事者間で別途協議の上これを解決するものとします。

以上

キャノン ITソリューションズ株式会社